

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

- 論文題目** : 日本で活動するグローバル外資系企業の緊急対応の特質
- 3.11 の事例に見る日本企業との比較 -
- 申請者** : 中村 宏一
- 審査委員会** : 主査 林 紘一郎 (教授)
副査 廣松 毅(教授)
副査 浅井 達雄(長岡技術科学大学・名誉教授)
副査 小柳 和子(情報セキュリティ大学院大学・名誉教授)

I. 論文内容の要旨

本論文は、2011年3月11日に起きた東日本大震災に際して、日本で活動するグローバル外資系企業がどのような緊急対応を取ったかについて、4社のトップ・エグゼクティブへのヒアリングを通して明らかにした上で、日本企業との対比において、その特質を解明し、合わせて若干の教訓を引き出そうとするものである。

II. 論文審査結果の要旨

本論文は、以下の10章で構成されている。1章 研究の概要、2章 比較研究の前提条件、3章 外資系企業H社の対応、4章 外資系企業P社の対応、5章 外資系企業S社の対応、6章 外資系企業A社の対応、7章 ヒアリングで検証された論点、8章 自主的海外退避という現象、9章 ヒアリング結果に基づく改善策、10章 若干の考察。

1章は、研究の目的と手法を紹介している。ここで異色なのは、ヒアリングに応じてくださった方々には「現在は秘密に属する情報であっても、いずれは公開される。それを前提にして、学問的なヒアリングに応ずることは公益に資する」との前提があることである。その結果、日本企業ではとても聞き出せない類の情報も得ているので、「少なくとも情報の秘匿期間は守秘義務がある」との前提で、論文中では対象企業名を伏せるほか、いわゆる *in camera* 審査を要請した旨、記されている。

2章は、日本企業の対応との比較に当たって、前提となる2点を予め確認している。1つ目は、震災発生後の推移や原子炉の状況などについて、国会事故調査委員会の報告書を基盤に時系列的に整理し、以下の論議の標準時を定めている。2つ目は、日本企業の対応の代表例として、経済同友会のヒアリング結果(2012年4月公開)がふさわしいとし、比較の基準を定めている。

3章から6章までは、グローバル外資系企業4社に対する、ヒアリング結果の要約である。なおトップの貴重な時間をいただいたヒアリングであり、各社各様になるのを防ぐため、予め5項目の共通設問を設定する一方、ヒアリングで初めて得た情報も記述している。

7章から9章までは、前3章から6章までのヒアリング結果を横断的にまとめたものである。まず7章では、予め想定した5項目（たとえば、ワーストケース・シナリオで考えたか）などは、4社で共通的に確認されたとする。8章では、ヒアリングの結果摘出された例として、社員の自主（国外）退避への対応を詳細に論じている。9章では、ヒアリングの過程で述べられた今後の改善策が、どのように実行されつつあるかを検証している。

10章は全体のまとめとして、安全に対する日本と西欧の考え方の違いなど、比較文化的な分析を加えている。日本側が学ぶべきは、①「データを守る」という発想、②メモを残す習慣、③マニュアルよりチェック・リストの重視、④権限と責任の明確化など。逆に欧米が日本から学べる点は、治安の良さであろうというのが、著者のさしむきの結論である。

本論文は、100年に1度とも言われる重大危機に際して、企業がどのように行動したかを当事者（しかもトップ・エグゼクティブ）からヒアリングしたものであり、それ自体BCPやセキュリティを考える上で貴重な歴史的記録である。このような生々しい証言が得られたこと自体に価値があるが、逆に稀有な経験であるだけに、一般化し客観的な評価を加えるには困難がある。その面ではやや消化不良の感は否めないが、日欧両企業にとって有益な幾つかの教訓を引き出しているので、「情報学」の学位が期待するレベルに達しているものと考ええる。

Ⅲ. 審査経過

本審査委員会は、平成25年3月4日に論文内容について口述試問を行ない、その後平成25年8月2日にこれに関連する事項の最終試験審査を実施して、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。

なお、前述のとおり本論文にはヒアリング対象企業の秘密に属する情報が含まれているので、社名を伏せるほか、原資料の信頼性や論文中の記述の根拠等については、委員会がin camera方式でこれを確認した。